

議第194号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第5条第5項および第15条第7項中「ものに対しては」を「ときは」に改める。

別表中「5,800」を「6,200」に、「16,000」を「17,300」に、「17,100」を「18,500」に、「29,800」を「32,200」に、「35,600」を「38,400」に、「2,740」を「2,960」に、「3,550」を「3,830」に、「3,100」を「3,350」に、「4,120」を「4,450」に、「2,280」を「2,460」に、「5,260」を「5,680」に、「6,870」を「7,420」に、「1,490」を「1,610」に、「2,060」を「2,220」に、「1,710」を「1,850」に、「860」を「930」に、「1,080」を「1,170」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。